

# 民生品からの揮発性有機化合物（VOC）排出削減に関する普及啓発動画作成業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

## 1 委託業務の名称

民生品からの揮発性有機化合物（VOC）排出削減に関する普及啓発動画作成業務委託

## 2 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

## 3 契約期間

契約締結日から令和5年12月28日（木）まで

## 4 委託料上限額

1,752,300円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 5 参加資格

次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市をいう。）のいずれかにおいて、入札参加資格者名簿に登録している者であること。
- (3) 九都県市の指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (5) 普及啓発を目的とした動画作成の実績があること。

## 6 スケジュール

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| (1) 参加意思表示書等の受付 | 令和5年8月8日（火）午後5時まで  |
| (2) 質問書の受付      | 令和5年8月8日（火）午後5時まで  |
| (3) 質問に対する回答    | 令和5年8月10日（木）       |
| (4) 企画提案書の受付    | 令和5年8月24日（木）午後5時まで |
| (5) 審査期間        | 令和5年9月4日（月）まで      |
| (6) 審査結果の通知     | 令和5年9月8日（金）頃       |

## 7 参加手続き

- (1) 参加意思表示書等の提出

参加を希望する者は、参加意思表示書等を提出してください。提出がない者の参加は認められません。

ア 提出書類

(ア) 参加意思表明書（様式1-1及び1-2）

(イ) 団体・会社概要書（様式2）

イ 提出期限 令和5年8月8日（火）午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送

エ 提出先 神奈川県環境農政局環境部環境課 大気・交通環境グループ

## (2) 質問の受付及び回答

募集要項及び仕様書等の内容について質問がある場合には、質問書を提出してください。

質問に対する回答は、すべての参加者に対して、参加意思表明書に記載のあるメールアドレスへ送付します。

ア 提出書類 質問書（任意様式）

イ 提出期限 令和5年8月8日（火）午後5時まで

ウ 提出方法 電子メール（提出の際の件名は「【質問書】民生品からのVOC排出削減に関する普及啓発動画作成業務委託」としてください。なお、質問書の到達の確実を期するため、12の所属あてに電話により確認してください。）

エ 提出先 神奈川県環境農政局環境部環境課 大気・交通環境グループ

オ 回答日 令和5年8月10日（木）

## (3) 企画提案書の提出

ア 提出書類等

(ア) 企画提案書（様式3）

(イ) 業務実施体制について（様式4）

(ウ) 関連する業務実績（様式5）

(エ) 企画案（様式6）

(オ) 作業工程案（A4又はA3版任意様式）

（実際の作業工程は、契約後に協議の上確定します。）

(カ) 見積書（内訳明細を含む。任意様式）

(キ) 提案内容に関する説明動画（5分程度）

(ク) 上記(ア)～(キ)を収録した電子媒体

イ 提出部数 (ア)～(カ) 2部（正本1部、副本1部）

(ク) 1枚

ウ 提出期限 令和5年8月24日（木）午後5時まで

エ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等、確実な方法で提出するとともに、その旨を事前に12の所属あてに電話により連絡してください。）

オ 提出先 神奈川県環境農政局環境部環境課 大気・交通環境グループ

## 8 審査方法

- (1) 提出された申請書等について、要件等の形式審査の上、審査会による審査を経て決定します。ただし、委託料上限額とは別に設定する予定価格を見積額が超過している場合には、その他の内容に関わらず、当該提案は不採択とします。
- (2) 審査項目及び審査基準  
別紙審査基準に基づき、各審査員の合計得点の平均点が最も高い提案を採択します。同点の場合は、審査員の投票により決定します。  
各審査員の合計得点の平均が 60 点に満たない提案は、不採択となる場合があります。

## 9 審査結果

令和 5 年 9 月 8 日（金）頃に通知します。

## 10 契約手続きについて

- (1) 選定された提案者と、随意契約により本業務委託の手続きを行います。
- (2) 選定された提案者は、発注者と事業内容・実施計画・スケジュール・収支予算等について協議を行い、協議が整った後、委託業務の契約締結となります。
- (3) 契約の際に提案内容の一部を変更することがあります。それに伴う仕様の変更等については必要に応じて発注者と協議の上、対応することとします。
- (4) 選定された提案者との協議が整わない場合には、提案次点者と同様の契約手続きを行います。

## 11 留意事項

- (1) 参加に係る経費は参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しないものとします。
- (3) 提出された書類は、事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (5) 事業は、事務局との調整のなかで変更等があり得ます。それに伴う変更等については、必要に応じて事務局と協議の上、対応することとします。

## 12 書類提出先（問合せ先）

郵便番号 231-8588

所在地 神奈川県横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁新庁舎 4 階

機関名 九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会事務局

（神奈川県環境農政局環境部環境課 大気・交通環境グループ） 担当：安田

電話番号 045(210)4111（直）

ファクシミリ 045(210)8846

電子メール taiki.161@pref.kanagawa.lg.jp